

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	出産・子育て応援給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、出産・子育て応援給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	出産・子育て応援給付金支給に関する事務
②事務の概要	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について(令和4年12月26日付子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)の規定に基づき、妊娠の届出や、出生の届出を行った妊婦及び子育て期の世帯等に対し、経済的な支援と伴走型相談支援とを一体で実施し、出産・子育て応援給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 給付金管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

出産・子育て応援給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項および別表の135の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 3. 口座登録法 第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (情報提供) なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	保健福祉部健康増進課 〒418-0005 富士宮市宮原12番地の1 電話番号:0544-22-2727
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 〒418-0005 富士宮市宮原12番地の1 電話番号:0544-22-2727
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年12月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年12月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6] 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。毎年度、全職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。またアクセス権限の所持者には研修を通じて離席時のログアウトの徹底を呼び掛ける等の対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスク対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月25日時点	令和6年12月12日時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者人数 いつ時点の計数か	令和5年12月25日時点	令和6年12月12日時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅳ 8. 人手を介在させる業務		・十分である ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う変更
令和7年3月3日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		・6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・十分である ・情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。毎年度、全職員に対し、eラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。またアクセス権限の所持者には研修を通じて離席時のログアウトの徹底を呼び掛ける等の対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスク対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う変更